

森の保全推進課が別に定める値

1. 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費(率分)	1.04
現場管理費(率分)	1.06

2. 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防護網)		1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03

3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05

4. 適用

令和6年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

5. 参考

「週休2日を促進する森林土木工事の試行について」（平成30年1月31日付け29林国業第276号林野庁国有林部業務課長通知）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-36.pdf

水産課が別に定める値

1. 補正

京都府農林水産部水産課が所管する工事は補正対象外とする。

2. 適用

令和6年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

3. 参考

「水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改訂）」

（令和6年4月1日付け水産庁整備課直轄G通知）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/attach/pdf/index-191.pdf>

農村振興課が別に定める値

1. 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

2. 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

4. 適用

令和6年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

5. 参考

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」

(平成30年7月12日付け30農振第1316号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-223.pdf>